

登校許可報告書

学校長様

年 組 児童生徒名

病 名： _____

療養期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 日間

上記の病状で療養中であったが、主要症状が消退し感染のおそれがないと認められました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

かかった病院 _____

※ 療養期間を、必ず医師に確認してください。

※ 保護者の方がご記入の上、学校へご提出ください。

保護者名 _____

印

き り と り せ ん

出席停止となる病気と期間

◎ 第1種の感染症……治癒するまで。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、新型コロナウイルス
特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)

◎ 第2種の感染症……下記の期間。ただし、病状により学校医その他の医師においてその感染症の予防上支障がないと認めるときはこの限りではない。

- A. インフルエンザ……………発症(発熱)後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
【鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ感染症等を除く】 (予防内服中のため欠席した場合も出席停止扱いとする)
- B. 百日咳 ……………特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- C. 麻疹(はしか) ……………解熱後3日を経過するまで
- D. 流行性耳下腺炎(おたふく風邪) …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- E. 風疹 ……………発疹が消失するまで(発疹後の色素沈着は登校可)
- F. 水痘(水ぼうそう) ……………すべての発疹が痂皮化するまで、又は発疹出現後7日まで
- G. 咽頭結膜炎(プール熱) ……………主要症状が消退した後2日を経過するまで(発病後2週間はプール入水禁止)
- H. 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 ……病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

◎ 第3種の感染症……感染のおそれがないと認められるまで。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157…無症状者は登校可)、パラチフス、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

下記の病気については、原則として出席停止になりません。ただし、感染拡大を予防する必要がある場合のみ、学校医への相談を経た上で、出席停止を検討し学校長が判断します。

- A. 溶連菌感染症……………適正抗生剤治療開始後24時間後、全身状態良ければ登校可
- B. 伝染性紅斑……………発疹のみで全身状態良い者は登校可
- C. ヘルパンギーナ……………全身症状の安定した者については、うがい手洗い等の予防法の励行を行えば登校可
- D. 手足口病……………全身症状の安定した者については、うがい手洗い等の予防法の励行を行えば登校可
- E. 流行性嘔吐下痢症(ウイルス性腸管感染症；ノロウイルス、ロタウイルス等による嘔吐下痢症)
……………嘔吐・下痢消失し、全身状態良ければ登校可
- F. マイコプラズマ感染症……………急性症状改善し、全身状態良ければ登校可
- G. ウイルス性肝炎……………A型肝炎；肝機能正常化で登校可、B型肝炎・C型肝炎キャリア；登校可
- H. 伝染性膿痂疹(とびひ) ……加療していれば登校可。治癒するまでプール入水禁止。

【NSP(感染症)】

※ 第1・2・3種感染症は法律によって、その他の感染症については学校長の判断によって、出席停止になります。

(播磨町)